

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「健全な企業活動を通じて、お客様、株主、従業員、地域社会の期待に応え豊かさや夢を実現する」との経営理念に基づき、企業としての社会的責務を果たすためにはコーポレート・ガバナンスの確立が経営の最も重要な課題のひとつであると認識し、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に向けた施策を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

(1) 政策保有に関する方針

当社では、安定的な取引関係の維持、安定的・継続的な資金調達や当社の持続的成長の観点から中長期的な企業価値の向上に資する目的により株式を保有しています。また、毎年、取締役会において、個別の政策保有株式について、保有目的、保有リスク、過去1年間に於ける取引状況、配当利回り等を具体的に精査し、保有の適否を判断しています。その結果、保有の必要性が認められないものについては、縮減の方向で進めます。

(2) 議決権行使に関する基本方針

当社は、政策保有株式についての議決権行使に当たっては、株式保有方針や株式価値の向上に資するかどうか等を総合的に判断したうえで、適切に行います。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引に対して取引条件の妥当性を確保し会社や株主共同の利益を害することのないよう、社内諸規程において取引条件の確認を含む決裁の手続きを整備しています。なお、取締役の競業取引及び取締役会社間の取引は取締役会の決議事項としています。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金担当部署が、「責任ある機関投資家」の諸原則である日本版スチュワードシップ・コードの受け入れを表明している運用機関から運用状況について定期的に報告を受けています。また、モニタリング等の適切な活動を実施できるよう、必要な経験や資質を備えた人材を配置するとともに、その育成に努めています。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

() 企業理念や経営理念、中期経営計画を当社ホームページ、有価証券報告書等にて開示しています。

() コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を当社ホームページ、コーポレートガバナンス報告書にて開示しています。

() 取締役の報酬は、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会で審議した上で取締役会に答申し、取締役会で決定するプロセスを構築しております。(詳細は有価証券報告書ご参照)

() 取締役候補の指名については、指名・報酬諮問委員会で審議し、その結果を取締役に答申し取締役会で決定しています。取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、経営陣幹部がその機能を十分発揮してないと認められる場合に、指名・報酬諮問委員会からの答申を受け、慎重かつ十分な審議を行ったうえで、解任の是非を検討することといたします。(詳細は有価証券報告書ご参照)

(v) 取締役・監査役の選解任・指名については、個々の選任・解任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しています。

【補充原則4 - 1 - 1 取締役会の役割、経営陣に対する委任の範囲の明確化】

当社では、取締役会で審議・決定する事項を取締役会規程に定め、法令・定款・取締役会規程に従って取締役会を運営しています。また、経営陣は、法令・定款・取締役会規程等に基づき、取引・業務の規模や性質に応じて定めた職務権限規程及び稟議規程等に従って、取締役会で決定された経営の基本方針及び経営計画に即して業務執行を行っています。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の独立性判断基準については、東京証券取引所が定める基準に準じています。また、招集通知参考書類に候補者としての選任理由を記載しております。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、当社の企業価値向上に適した、社内外での事業経験・能力を有する業務執行取締役と、経営の監督にふさわしい識見を有する独立社外取締役で構成されています。取締役候補選任については、性別・年齢・国籍等を問わず、取締役会での意思決定に参画するにあたり必要とされる能力・知識・経験を有することを基準として、指名・報酬諮問委員会で審議した上で取締役会に答申し、取締役会で決定しています。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役の役員兼任状況】

役員の上場会社の役員の兼任状況については、有価証券報告書等で開示しております。合わせて、各取締役・監査役の取締役会、監査役会の出席状況について記載しており、2020年4月から2021年3月までの期間には、各社外取締役、各社外監査役はほぼ全ての会に出席しております。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会の実効性の分析・評価】

当社は、取締役会の実効性に関する分析および評価を年一回実施しております。

当社では、全ての取締役および監査役を対象に取締役会の役割・責務、独立社外取締役の活用等、審議の活性化、情報提供、トレーニング等の評価に関して調査を行い、集計結果を取りまとめた上で取締役会で議論を行いました。2020年度に課題として設定した 取締役会の資料配布に関する工夫や 取締役・監査役に対するトレーニングの充実については、配布資料の電子化及び早期提供、執行役員向けに外部研修機関による新たな研修の実施等により、一定の評価がなされております。また、昨年導入した指名・報酬諮問委員会、執行役員制度、株式報酬制度等の体制整備によりガバナンス高度化の取り組みが着実に進んでいると評価されております。今後に向けた取り組みとして、中期経営計画の分析、

多様性の確保、取締役・監査役へのトレーニングの継続について検討をしていきます。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

取締役・監査役として期待される役割・責務を適切に果たすことを目的として、それに係る理解を深めるための必要な知識の習得機会の提供・斡旋を行います。取締役・監査役に対しては、主として第三者機関主催の研修受講の利用機会を提供し、その費用を会社が負担するほか、社外取締役・社外監査役には当事業の知識を深めるための現場見学・説明等の機会を設けます。また、専門家によるコンプライアンスに関する研修会を年1回以上行います。今後もトレーニング内容の充実に向け継続して実施していきます。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、IR担当役員を選任するとともに、業務部経営企画グループをIR担当部署としております。株主・投資家からの申し込みに対して、適宜、個別面談を行っております。また、年2回(中間及び期末決算開示後)決算説明会を実施し、併せて説明会資料を当社ホームページに公開しております。

活動等を通じて収集した有益な情報については、適宜必要に応じて取締役会に報告することとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
損害保険ジャパン株式会社	2,045,100	7.03
明治安田生命保険相互会社	1,604,000	5.51
東京建物株式会社	1,603,000	5.51
株式会社みずほ銀行	1,253,000	4.31
大成建設株式会社	1,252,000	4.30
東京海上日動火災保険株式会社	1,122,800	3.86
安田不動産株式会社	1,020,840	3.51
株式会社中央倉庫	982,000	3.37
ヒューリック株式会社	963,400	3.31
安田倉庫従業員持株会	676,128	2.32

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明更新

当社は、自己株式1,255,412株所有しておりますが、上記の大株主から除外しております。自己株式には「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式145,800株は含まれておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	倉庫・運輸関連業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
井福 正博	他の会社の出身者													
首禰 寛純	他の会社の出身者													
坂本 森男	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井福 正博			国内大手生命保険会社等での経営者を歴任し、経営全般に対して、特にコーポレートガバナンスに関する高い知見を有されており、業務執行の監督、ならびに企業価値向上に重要な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役に選任いたしました。 なお、当該者は株式会社東京証券取引所が規定する独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから、当該者を独立役員として指定いたしました。

曾禰 寛純		計測・制御、自動化機器大手メーカーにおいて開発・マーケティングに携わった高い知見、またグローバルに展開する企業の代表取締役社長の経験等を踏まえ、経営全般に関して有益な意見や指摘をいただくことを期待し、社外取締役に選任いたしました。 なお、当該者は株式会社東京証券取引所が規定する独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから、当該者を独立役員として指定いたしました。
坂本 森男		国家公務員としての豊富な経験と知見を有しており、消防長官の経験、気象予報士としての知見、現在は一般財団法人全国市町村振興協合理事長を務める等リスク管理に関して有益な意見や指摘をいただくことを期待し、社外取締役に選任いたしました。 なお、当該者は株式会社東京証券取引所が規定する独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから、当該者を独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役

補足説明 更新

- ・取締役の指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化し、コーポレートガバナンスの更なる充実を図るため、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。
- ・指名・報酬諮問委員会は、代表取締役社長(委員長)と独立社外取締役から構成されており、委員の過半数を独立社外取締役としております。
- ・主な審議項目は、次の通りです。審議の結果を取締役会へ答申・報告します。
 - (1)取締役の選任及び解任に関する株主総会議案の原案
 - (2)代表取締役及び役付執行役員の選定及び解職の原案
 - (3)執行役員の選任及び解任の原案
 - (4)業務執行取締役及び執行役員の職務分担の原案
 - (5)取締役社長を含む経営陣幹部の後継者プランに関する事項
 - (6)取締役の報酬等に関する株主総会議案の原案
 - (7)取締役及び執行役員の報酬等の内容に係る決定に関する方針の原案
 - (8)取締役及び執行役員の報酬等の内容に関する事項
 - (9)その他、取締役及び執行役員の指名、報酬等に関して取締役会が必要と認めた事項

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び会計監査人は、効率的な監査を行うため監査計画について意見交換を行うとともに、監査結果に関する定期的な打合せを行っております。その他、必要に応じて随時情報を交換し、相互の連携を保っております。

監査役及び内部監査部門(「内部監査室」)は、効率的な監査を行うため監査計画について意見交換を行うとともに、監査結果に関する定期的な打合せを行っております。その他、必要に応じて随時情報を交換し、相互の連携を保っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤本 聡	他の会社の出身者													
梅本 武文	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤本 聡			国内大手金融機関の常務執行役員他の要職を歴任し、人格、識見ともに高く、当社の業務執行に対して客観的な立場から適切な監査を行う上で、当社監査役として適任と判断したことによります。 なお、当該者は株式会社東京証券取引所が規定する独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから、当該者を独立役員として指定いたしました。
梅本 武文			国内大手損害保険会社の常務執行役員等を歴任し、経営・財務管理及びリスク管理に関する高い見識を当社の監査業務に反映していただくため、当社監査役といたしました。 なお、当該者は株式会社東京証券取引所が規定する独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから、当該者を独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	5名
---	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

報酬の構成は、固定報酬として支給する「基本報酬(金銭)」、毎期の業績に連動して支給する「業績連動報酬(金銭)」、中期経営計画の達成度に連動して支給する「中期インセンティブ報酬(株式)」とし、役位が上位の者ほど業績連動報酬の割合を高く設定しております。

なお、社外取締役及び監査役については、その職責に鑑み、基本報酬のみとしております。

業績連動報酬(金銭)として支給する金銭の額は、業績目標の達成度等に応じて変動するものとしています。業績評価指標は、当社グループ業績の重要指標である連結営業収益額と連結営業利益額とし、評価のウエイトは1:1としております。

中期インセンティブ報酬(株式)として、株式給付信託制度(BBT(= Board Benefit Trust))を導入し、取締役及び取締役を兼務しない執行役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。中期インセンティブ報酬(株式)の業績評価期間は、中期経営計画の事業年度とし、業績評価指標は、現中期経営計画「YASDA Next 100」にて重要目標として公表している連結営業収益額と連結営業利益額の達成度とします。評価のウエイトは1:1とします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2021年3月期の取締役の報酬については以下の通りであります。

取締役14名、当事業年度支給額246百万円

(注)

- 上記には2020年6月26日開催の第152回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役7名を含んでおります。
- 取締役の報酬等の総額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、当社の企業理念の下、当社の持続的かつ安定的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る上で、各役員が果たすべき役割を最大限に発揮するためのインセンティブ及び当該役割に対する対価として機能することを目的とします。

取締役の報酬に関する方針、報酬体系及び各取締役への支給額については、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会による審議・答申を受け、取締役会の決議を経て決定することとしています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役のサポートは総務部が担当しております。2020年に総務人事部を総務部と人事部に分割し、総務部による取締役会等の対応を強化いたしました。取締役会の資料は事前に配布しており、付議内容によって所管部署が事前説明を行っております。

社外取締役はセグメント毎の状況などを定期的に主に役付執行役員から報告を受けています。社外取締役、社外監査役及び社長により定期的に会合を行い情報交換・認識共有を図っております。また、執行役員から担当業務の状況について説明をすることにより取締役会以外からも情報共有を可能としております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
宮本 憲史	顧問	業界活動等社外活動に従事(経営非関与)	非常勤・報酬有	2018/6/27	内規による
藤田 久行	顧問	業界活動等社外活動に従事(経営非関与)	非常勤・報酬有	2020/6/26	内規による

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は社内取締役5名と社外取締役3名の合計8名で構成されております。取締役会は、原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。また、全社的に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、社長以下の取締役役付執行役員で経営会議を組織しております。経営会議は、原則として週1回開催し、経営に関する重要事項を協議するとともに取締役会決議事項の細目の処理を検討し、あわせて社長の業務執行を補佐しております。また、執行役員制度を導入し、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を明確化することにより、経営機能と執行機能の双方を強化し経営の効率化と意思決定の迅速化を図るとともに、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

取締役会の諮問機関として、取締役の指名・報酬等に係る独立性・客観性と説明責任を強化することを目的に、指名・報酬諮問委員会を設置しております。指名・報酬諮問委員会は代表取締役社長(委員長)と独立社外取締役の委員3名の合計4名で構成しております。委員長は指名・報酬諮問委員会における審議・決定内容を取締役会へ答申・報告することとしております。

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されております。監査役監査は、監査の方針及び業務の分担等に従い、取締役会及びその他の重要会議に出席するほか、取締役及び各部門の担当者等からその職務の執行状況の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見交換を行っております。また、重要な決裁書類を閲覧し、本社各部署及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しております。さらに、子会社の取締役、監査役及び各部門の担当者等からもその職務の執行状況の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見交換を行っております。監査役会は原則月1回開催され、主な検討事項として、監査方針・監査計画の策定、会計監査人の再任不再任の判定、監査報告書の内容の協議、各部署への往査結果の報告、重要会議の内容の報告、重要書類の閲覧状況の報告、各監査役の個々の活動状況の報告などを行っております。

内部監査については、社長直轄の内部監査部門として内部監査室を設置しております。配置人員は2名であります。内部監査室は当社グループの資産の保全並びに経営の合理化及び効率向上に資することを目的として、当社及び関係会社の業務が法令及び社内諸規程等に従い適正かつ有効に運用・統制されているか否かを調査し、その結果を社長及び関係部門の長に報告しております。

会計監査については、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人として選任しております。EY新日本有限責任監査法人は、当社及び関係会社を対象として、会社法監査及び金融商品取引法監査を行っております。また、内部監査室、監査役及び会計監査人は監査計画及び監査結果に関する定期的な打合せを含め、必要に応じて随時情報交換を行い相互の連携を保っております。

2020年3月期において業務を執行した公認会計士は、以下の通りであります。

・EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員業務執行社員：千葉達也、寺岡久仁子

監査補助者：公認会計士等19名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、当社の現状を勘案し監査役設置会社として取締役の職務執行の監督、監査の体制を整えるとともに、内部統制システムの基本的な考え方に基づきその充実を図っております。経営監視機能の客観性及び中立性の観点においては、当社の監査役会は4名の監査役のうち2名が社外監査役で構成されるとともに、計画的・積極的監査が実行されかつ取締役会をはじめとする重要会議及び代表取締役社長との意見交換等において監査役から積極的に発言が行われている等、チェック体制が整っていると考えております。

また、取締役会の諮問機関として、取締役の指名・報酬等に係る独立性・客観性と説明責任を強化することを目的に、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定発送期日6日前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	想定される第一集中日を回避して設定しています。
電磁的方法による議決権の行使	当社の指定する議決権行使ウェブサイトインターネットアクセスすることにより議決権を行使できます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(狭義)を英訳しております。
その他	当社ホームページに、株主総会招集通知を掲載しています。また、株主総会当日説明資料(事業報告及び決議事項の要旨)を開催日の事前に掲載しております。開催にあたっては、新型コロナウイルス感染予防対策を講じております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回開催(時期については適宜)	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回開催(原則として5月及び11月)	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL: https://www.yasuda-soko.co.jp/ir/tabid/121/Default.aspx	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:業務部経営企画グループ IR担当役員:取締役常務執行役員小川一成 IR担当事務連絡責任者:業務部経営企画グループ木村貴則	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念及び企業行動憲章において規定
環境保全活動、CSR活動等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・環境管理の国際規格ISO14001の認証を取得済み ・環境配慮型の物流・不動産サービスの提供(エコシップ・モーダルシフト優良事業者、ホワイト物流推進運動への参加、共同配送の推進、梱包資材の省資源化提案等) ・資源・エネルギーの有効利用(ビル等の省エネ設計推進、省エネ&高効率器具導入を含む設備機器の計画的更新、及び新規施設への導入等) ・CO2の排出抑制(ハイブリッド車等低公害車の導入、太陽光発電の導入等)

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社における内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下の通りであります。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人を含めた行動規範として企業行動憲章及び社員行動指針を定め、その周知徹底を図る。
 - (2) 取締役の職務執行は、監査役会の定める監査の方針及び監査計画に従い、監査役の監査対象となる。
 - (3) 取締役及び使用人の職務執行に係わるコンプライアンスについて通報相談を受ける通報相談窓口を設ける。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、文書管理規程等に従い適切に保存及び管理を行う。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社グループの事業推進に係わる損失の危険(以下、リスクという。)の管理に関しては、リスク管理規程、組織規程、職務権限規程及び関係会社管理規程並びに営業管理規程等の諸規程に従い、各部門の長がそれぞれの部門に関するリスクの管理を行うとともに、業務部がリスク管理の統括を行う。各部門の長は、リスク管理委員会、物流事業推進会議、不動産事業推進会議及び経営会議等を通じて、定期的にリスクの管理状況を取締役に報告する。
 - (2) 個々のリスクに関しては、各分野においてリスク管理を行う委員会を以下のとおり設置し、リスク管理施策の徹底を図る。
 - a. コンプライアンスに関するリスク コンプライアンス委員会
 - b. 情報セキュリティに関するリスク ISO推進委員会
 - c. 品質・環境に関するリスク ISO推進委員会
 - d. 顧客満足に関するリスク CS向上委員会
 - e. 安全衛生に関するリスク 安全衛生委員会
 - f. 自然災害に関するリスク 防災委員会
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、全社的に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、社長以下の取締役役員執行役員で経営会議を組織する。経営会議は取締役会の付議事項を協議するとともに、取締役決議事項の細目の処理を検討し、あわせて社長の業務執行を補佐する。
 - (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程及び稟議規程等においてそれぞれの責任者、その責任及び執行手続きの詳細について定める。
 - (3) 業務執行に専念する執行役員を選任することにより、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能の分離を促進するとともに、迅速かつ的確な業務執行を実現する。
 - (4) 目標の明確な付与を通じて競争力の強化を図るために、中期経営計画を策定するとともに、全社及び各部署の年度業績目標を予算として編成し、予算に基づく業績管理を行う。月次の業績の進捗状況については、取締役会並びに物流事業推進会議及び不動産事業推進会議で討議する。
5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人を含めた行動規範として企業行動憲章及び社員行動指針を定め、その周知徹底を図る。
 - (2) コンプライアンス推進のため社長を委員長とするコンプライアンス委員会を取締役会の直属組織として設置し、コンプライアンスの啓蒙を図る。
 - (3) 業務運営の適正化を図るため、すべての部署を対象として内部監査室が定期的に内部監査を実施する。内部監査の結果は社長及び関係各部署に報告される。
 - (4) 取締役及び使用人の職務執行に係わるコンプライアンスについて通報相談を受ける通報相談窓口を設ける。また、当該窓口担当部は通報相談の状況について、適時、監査役に報告する。
6. グループ会社の業務の適正を確保するための体制
 - (1) 企業行動憲章及び社員行動指針を当社グループ全体に適用する規範として定め、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を図る。
 - (2) グループ各社の経営管理については、関係会社管理規程において関係会社の統轄部及び担当部を定め、グループ会社は重大な損失を与える事項を含む経営の重要事項について担当部に適時報告を行う。
 - (3) 当社は、グループ全体の中期経営計画を策定するとともに、グループ会社の年度業績目標を予算として編成し、予算に基づく業績管理を行う。また、この中でグループ会社の役割・課題を明確にし、グループ全体として企業価値の向上を図る。
 - (4) 当社は、当社の社長、取締役、監査役及びグループ会社社長が出席するグループ会社社長会・物流事業推進会議・不動産事業推進会議を定期的に開催し、グループ会社社長から報告を受け又当社からの連絡事項を伝達するなど連結統治の強化を図る。
 - (5) 当社は、グループ会社の業務運営の適正化を図るため、グループ会社を対象として当社内部監査室が内部監査を実施し、その結果は当社社長及び関係各部署に報告する。
 - (6) グループ会社の取締役及び使用人の職務執行に係るコンプライアンスについて、当社が直接に通報相談を受ける窓口を設ける。
7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役を補助すべき使用人は、監査役会の要請に応じ、内部監査室所属の使用人のうち必要な人員を任命する。当該使用人は使用人業務に対し監査役の指揮命令を優先させる。
 - (2) 監査役を補助すべき使用人の任命、評価及び異動は、監査役会の意見を事前に求め、これを尊重する。
8. 当社の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
取締役及び執行役員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれのあるときは、監査役に報告する。
監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議及び委員会に出席し又は付議事項の説明を受け関係資料を閲覧できる。
監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧できる。
取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて業務執行状況の報告を行う。
当該報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁止する。
 - (2) グループ会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
グループ会社の取締役は、当社又はグループ会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれのあるときは、当社の監査役に報告する。
グループ会社の取締役及び使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

グループ会社の通報相談制度の担当部署は、グループ会社の取締役及び使用人からの通報相談の状況について、当社の通報相談窓口担当部を通じて、適時、当社の監査役に報告する。

当該報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁止し、グループ会社に周知徹底する。

9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役と社長との定期的な意見交換の機会を設ける。

(2) 内部監査室は監査役との連携を保ち、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

11. 反社会的勢力を排除するための体制

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力及び団体による不当要求事案等の発生時は、総務部を対心統括部署とし、警察等関係機関とも連携し対応する。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムの構築を行うとともに、その整備状況及び運用状況を継続的に評価し必要な改善を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社における反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況は以下の通りであります。

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。

また、反社会的勢力及び団体による不当要求事案等の発生時は、総務部を対心統括部署とし、警察等関係機関とも連携し対応する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、2008年4月25日開催の取締役会にて「会社の支配に関する基本方針および当社の株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を決議し、2008年6月26日開催の第140回定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て発効いたしました。その後、2020年6月26日開催の第152回定時株主総会において対応策を一部変更したうえで、株主の皆様のご承認を得てこれを継続しております。

内容につきましては、2020年5月8日付けの当社開示資料「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 情報責任者および担当部署について

適時開示の情報取扱責任者は取締役常務執行役員の小川一成であります。業務部は総務部、人事部および経理部と連携して適時開示を行っております。

適時開示に関する主な役割分担は、財務状態および経営成績を経理部、資本政策や今後の経営戦略および子会社に関する事項等を業務部、人事異動を人事部、株主に関する事項を総務部が担当しております。

(2) 開示情報の把握体制について

投資者等に対して適時適切に会社情報を開示するために、情報取扱責任者および担当部署は、取締役会、当社各部門および子会社と連携して、情報収集に努めております。

- a. 取締役会との連携につきましては、総務部が取締役会事務局を務めており、適時開示に該当する事項については取締役会の議題として上程し、決議結果を迅速に開示できる体制をとっております。また、災害等の発生事実については、重要事実発生時に緊急連絡網を通じて取締役、監査役および各部門責任者と情報共有を図り、対策を協議して開示を行うこととしております。
- b. 当社各部門との連携につきましては、月1回の部長連絡会のほか必要に応じて会議を開き、開示事項に該当する可能性がある事実の把握ができる体制をとっております。
- c. 子会社との連携につきましては、業務部が子会社管理の統轄部署となり、物流事業推進会議および不動産事業推進会議において月次決算状況等の把握を行い、開示に係る情報の把握に努めております。

